

移動支援事業ガイドライン

(※ F A Q 追加分)

一宮市福祉部障害福祉課

2025 年 9 月 1 日追加

よくある質問（FAQ） 令和7年9月1日追加

サービス内容

- Q1 事業所が主催するイベントに参加する場合、移動支援を利用することは可能か。
- Q2 ゲームセンターを目的地として移動支援を利用することはできるか。
- Q3 移動支援を利用中に、飲食店で飲酒することは可能か。
- Q4 家族が運転する車の同乗中に移動支援を利用することは可能か。
- Q5 医療機関への受診のために、移動支援を利用することはできるか。
- Q6 市役所への手続きに移動支援を利用することはできるか。
- Q7 移動支援でカラオケやボウリングを利用することはできるか。
- Q8 移動支援の移動方法に自転車を利用してもよいか。
- Q9 移動支援で宿泊を伴う利用は可能か。
- Q10 移動支援の日帰り旅行において、民営のバスツアーを利用することは可能か。
- Q11 支援者がその家族に対し移動支援をすることはできるか。

支援の開始及び終了

- Q12 目的地のみで移動支援を利用（現地集合、現地解散）することは可能か。
- Q13 自宅近くの駅まで自力移動できる場合、当該駅で集合及び解散することは可能か。

障害福祉サービス等との併用

- Q14 短期入所と移動支援の併用について、わかりやすく説明してほしい。

報酬請求

- Q15 実際に支援に要した時間が計画時間と違った場合は、どのように請求するのか。
また、その場合に実績記録表はどのように記載するのか。

キャンセル料

- Q16 移動支援においてキャンセル料を利用者から徴収することは可能か。また、キャンセル料として想定しているものを教えてほしい。

車の利用

- Q17 移動支援において、目的地まで福祉有償運送事業を利用することは可能か。

サービス内容

Q1 事業所が主催するイベントに参加する場合、移動支援を利用すること可能か。

（答）

利用できません。ただし、当該事業所を運営する事業者が主催するものであって、広く周知している（例えば、タウン情報誌や市の広報誌を利用した周知）地域住民に向けたイベントで、さらに地域住民との交流ができるものであれば利用は可能です。

Q2 ゲームセンターを目的地として移動支援を利用することはできるか。

（答）

ゲームセンターに設置されているゲーム機等は射幸心をそそる恐れがあり、依存症や賭博の誘発となる可能性があることから、利用はできません。

Q3 移動支援を利用中に、飲食店で飲酒することは可能か。

（答）

移動支援の利用中に、飲酒はできません。ただし、アルコール類の提供がある飲食店の利用を妨げるものではありません。

Q4 家族が運転する車の同乗中に移動支援を利用することは可能か。

（答）

原則、利用はできませんが、移動支援事業ガイドラインの周知（令和 7 年 4 月 1 日）までに移動支援計画に位置付けた利用であれば、すぐさま当該利用を妨げるものではありません。ただし、事故等があった際に、責任の所在が曖昧となってしまうことから、現行の運用では認めていません。

Q5 医療機関への受診のために、移動支援を利用することはできるか。

（答）

○ 利用できる

- ・緊急を要する通院
- ・健康診断
- ・予防接種

✕ 利用できない

- ・慢性疾患等による定期通院
- ・緊急を要しない通院

なお、緊急を要する通院とは、以下の事由を想定しています。

- ・ 移動支援の支援中に、事業所（支援者）の責めに帰さない事由で通院が必要となった場合
- ・ 通院等介助の支給決定がない利用者で、家族等の支援者がおらず、緊急的に通院が必要となった場合

Q6 市役所への手続きに移動支援を利用することはできるか。

（答）

利用はできません。

なお、居宅介護事業の通院等介助で、官公署等での公的手続や障害福祉サービスを受けるための相談にかかる移動介助ができます。

Q7 移動支援でカラオケやボウリングを利用することはできるか。

（答）

利用できます。

Q8 移動支援の移動方法に自転車を利用してもよいか。

（答）

原則、利用できません。

ただし、自転車の交通ルールを順守し、自転車による移動に危険性がないと判断できる場合であって、あらかじめ利用者またはその家族から自転車利用について同意を得たうえで利用することは可能です。なお、自転車に乗っている時間（移動中の時間）については、報酬にかかる算定時間から控除する必要があります。

Q9 移動支援で宿泊を伴う利用は可能か。

（答）

移動支援は1日のうちで居宅から居宅までの支援を完了する必要があるため、宿泊を伴う利用はできません。

Q10 移動支援の日帰り旅行において、民営のバスツアーを利用することは可能か。

（答）

利用者が自発的に希望した場合は、民営のバスツアーを利用することができます。

ただし、移動支援を運営する事業者等（グループ会社を含む）が企画するバスツアーにおいては、利用できません。

Q11 支援者がその家族に対し移動支援をすることはできるか。

（答）

支援者は、その同居の家族である利用者に対して移動支援を提供することはできません。

支援の開始及び終了

Q12 目的地のみで移動支援を利用（現地集合、現地解散）することは可能か。

（答）

原則、利用はできませんが、移動支援事業ガイドラインの周知（令和 7 年 4 月 1 日）までに移動支援計画に位置付けた利用であれば、すぐさま当該利用を妨げるものではありません。ただし、移動支援事業の目的等に則さない利用であれば、適宜計画の見直してください。

また、令和 7 年 4 月 1 日以降に目的地のみの支援、並びに目的地及び片道の支援（以下、「目的地支援等」という。）の移動介助を行う場合は、別添の「移動支援事業における理由書」を支援前に提出する必要があります。なお、この理由書は移動支援を行う事業者が作成し提出いただくことを想定しており、目的地支援等を継続して行う場合は移動支援の支給決定の更新ごとに提出いただく必要があります。詳しくは「移動支援事業ガイドライン（2025 年 9 月 1 日更新）」をご覧ください。



補足

目的地の近隣に公共交通機関がない等、やむを得ず目的地までの移動に自動車を利用し、目的地のみ移動支援（目的地のみ報酬算定）を行うことは、従来通り移動支援事業の利用が可能です。



Q13 自宅近くの駅まで自力移動できる場合、当該駅で集合及び解散することは可能か。

（答）

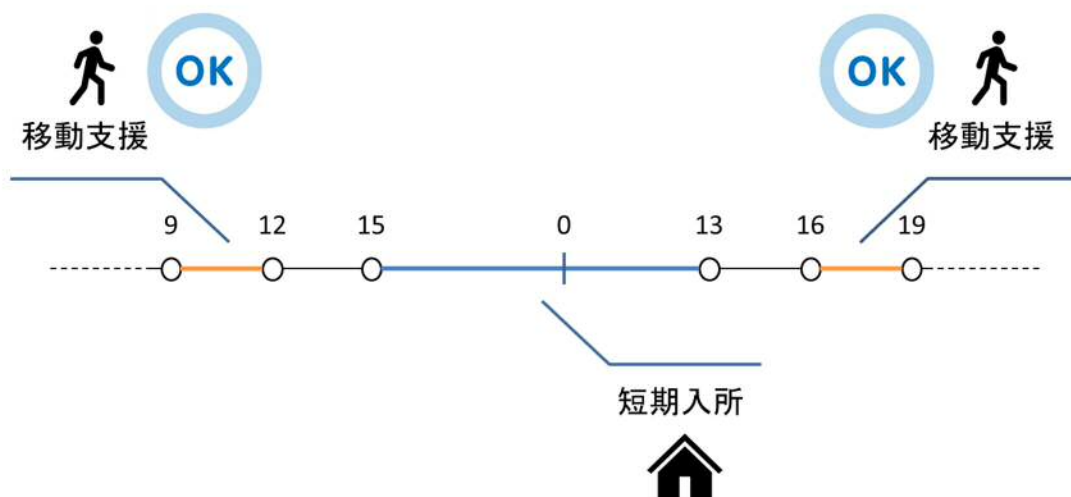
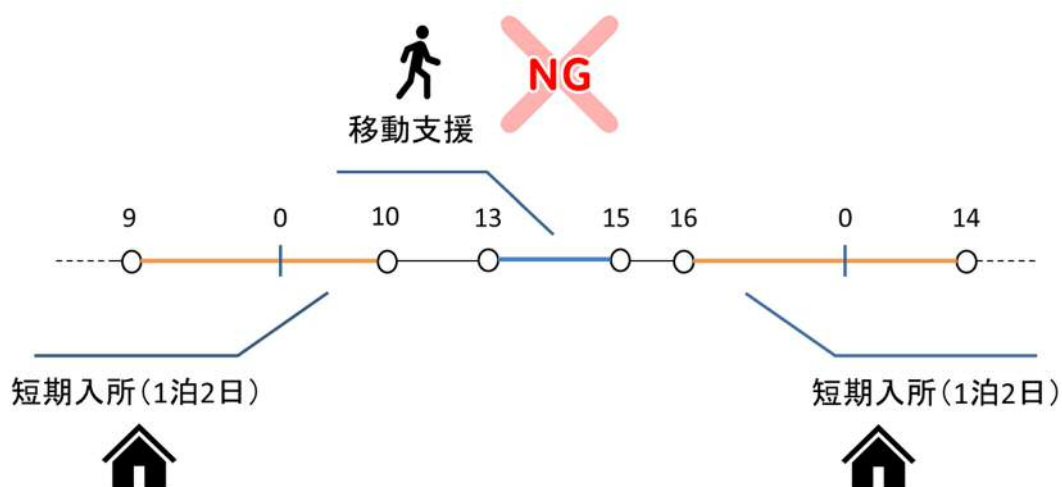
移動支援事業は、自立生活を促すことを目的としているため、移動支援計画に基づいて、自宅から目的地までの道中で支援を開始し、また支援を終了することが可能です。

障害福祉サービス等との併用

Q14 短期入所と移動支援の併用について、わかりやすく説明してほしい。

（答）

短期入所を利用中は、移動支援を利用することができません。また、短期入所を退所した日に、再度短期入所を利用する場合、その間に移動支援を利用することはできません。

例1 短期入所の前後で移動支援を利用**例2 短期入所(1泊2日)の間に移動支援を利用**

報酬請求

Q15 実際に支援に要した時間が計画時間と異なった場合は、どのように請求するのか。また、その場合に実績記録票はどのように記載するのか。

（答）

計画時間より実支援時間が短い場合、事業所の都合で支援時間が短くなった場合は実支援時間で算定し、利用者の都合で支援時間が短くなった場合は計画時間で算定します。なお、気象状況や利用者の体調不良によりやむを得ず移動支援を中断した場合は、利用者都合として差し支えないため、計画時間で算定できます。

計画時間より実支援時間が長い場合は、事業所都合または利用者都合に関わらず、計画時間で算定します。

また、計画時間と異なる実支援時間が常態化する場合は、速やかに計画時間を見直してください。

イメージ図

	事業所都合	利用者都合
計画時間より長い	計 画 時 間	計 画 時 間 [※]
計画時間より短い	実 支 援 時 間	計 画 時 間

※ 支援前または支援中にかかわらず、利用者の都合により計画時間を超過する（または見込まれる）場合は、利用者及びその家族に計画時間を変更する旨の同意を得たうえで、当初の計画時間を変更し、変更後の計画時間で報酬請求することができます。

『サービス提供実績記録票について』

日付	曜日	サービス内容	移動支援計画			サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	医療的ケア	利用者負担額	サービス提供者印	利用者確認印
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間						
1	月	個別	9:30	11:00	1.5	9:30	11:05	1.5				印	印
5	金	個別	10:00	12:30	2.5	10:00	12:15	2.5				印	印
10	水	個別	10:00	12:30	2.5	10:00	11:00	1.0					
合 計					6.5			5.0					

事業所の都合により支援時間が短くなった場合は、実支援時間で算定します。



注意

サービス提供時間の欄においては、実際に支援にあたった時間をそのまま記録してください。

Q16 移動支援においてキャンセル料を利用者から徴収することは可能か。また、キャンセル料として想定しているものを教えてほしい。

（答）

利用者の都合により支援のキャンセルが発生し、このことを起因とした損失（損害）に対して実費徴収することは可能です。ただし、あらかじめ契約等により利用者と合意形成していることが前提となります。

Q17 移動支援において、目的地まで福祉有償運送事業を利用することは可能か。

（答）

利用可能です。